

令和3年5月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年5月10日（月） 開会 午後1時59分
閉会 午後2時13分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年5月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年5月10日(月))

委員長

1 5月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、令和3年5月臨時会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

まず本日、5月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

本県は4月20日から5月11日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域とされ、県民や事業者の皆様のご協力をいただきながら、対策を講じてきた。しかしながら、ゴールデンウィーク中も、本県の新規陽性者数は200人前後で推移しており、さらに従来株よりも感染力が強く、重症化しやすいと言われている変異株の陽性率が6割を超えている。こうした状況の中、まん延防止等重点措置を終了することは極めて困難であったことから、5月6日に特別措置法に基づく重点措置を実施すべき期間の公示の延長を国に要請した。

国は5月7日に、本県が重点措置を実施すべき期間を5月31日までと公示するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したところである。この変更の中で、新たに措置区域の大規模な集客施設について、午後8時までの営業時間短縮を要請することとなった。これを受け、県では、専門家の御意見を踏まえ、引き続き飲食店等に対し、5月31日まで営業時間短縮や酒類の提供自粛等を要請するとともに、新たに、措置区域の大規模商業施設に対し、特別措置法に基づき営業時間短縮や入場制限の徹底を要請するなど、対策を更に強化することとした。また感染対策の切り札であるワクチン接種についても、希望する高齢者には、7月末までに接種を終えることができるよう接種体制を強化することとした。飲食店や大規模商業施設等に対する協力金の支給やワクチン接種体制の強化に係る補正予算について審議いただくため臨時会を招集させていただいた次第である。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年5月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

提案を予定している議案は、予算1件である。

続いて、資料2「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)案」の内容を御覧願う。

今回の補正予算は、飲食店及び大規模施設等に対し、営業時間短縮等の要請に伴う協力金を支給するとともに、ワクチン接種体制の強化を図るものである。この結果、一般会計補正予算の規模は、272億332万7千円となり、既定予算との累計額は2兆2,075億9,098万7千円となる。内容としては、まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のうち、飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給である。5月12日から31日までの20日間、まん延防止等重点措置区域の15市町及びその他48市町村の飲食店等を運営する事業者に対し、営業時間短縮や酒類の提供自粛等を要件に、これまでと同様の協力金の支給を行う。なお、国は、5月12日以降のまん延防止等重点措置区域の協力金の支給額の下限を日額3万円としているが、国から別途措置される利用者支援分を活用して、今回に限り、県として1万円を上積みし、下限を日額4万円として支給する。

裏面を御覧願う。

大規模施設等に対する営業時間短縮要請に伴う感染防止対策協力金の支給である。これについても同期間、措置区域において、生活必需物資の小売関係等を除く床面積1,000平方メートルを超える大規模施設や当該施設内でテナント等を運営する業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に、協力金の支給を行う。支給額は、大規模施設運営事業者に対して、1,000平方メートルごとに日額20万円を、テナント事業者等に対しては、100平方メートルごとに、日額2万円を、それぞれの単価に本来の営業時間に対する短縮時間の割合を乗じた額としている。次に新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化は、感染拡大を早期に収束させるため、ワクチン接種体制を強化するものである。まず、市町村集団接種会場における医療従事者確保のための助成は、診療時間外・休日に集団接種会場への医師等の派遣を支援するものである。

また、県による集団接種会場の設置、運営は、市町村のワクチン接種体制を補完するため、6月1日から7月31日まで、県は集団接種会場を浦和合同庁舎に設置し、高齢者のワクチン接種の一部を担うことで、早期の接種完了を目指すものである。財源については、国庫支出金のほか、諸収入がある。

以上が、5月定例会に提案を予定している議案の概要である。どうかよろしくお願い申し上げます。

委員長

2 5月臨時会の会期予定についてだが、5月11日（火）の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、5月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

去る4月20日にまん延防止等重点措置が発出され、議事堂のあるさいたま市は、同措置の対象地域となっている。こうした現下の状況に鑑み、お手元の資料1のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な点を説明する。去る令和3年4月臨時会でも実施したが、本臨時会会期中の本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていたき、そちらで審議に参加いただくことを考えている。あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。

私としては、案のとおり4月臨時会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、ただ今、御決定いただいた申合せの「2 本会議における対応」の（1）議員の出席について、委員長案を作成したので、配布してよろしいか。

[了 承]

[事務局職員が委員長案を配布]

委員長

資料のとおり、議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。本会議が開かれるたび、Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩ごとにB、Cと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。この案のとおり、取り決めたいが、いかがか。

[了 承]

委員長

それでは、案のとおり決定した。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、議会運営委員会で御協議いただきたいので、よろしく願います。

< 確 認 >

田村委員

委員長、貴重なお時間をいただき感謝する。

先ほど5月臨時会の付議予定議案について副知事から説明があったが、そのなかで少しひっかかったのが、「変異株による感染力が強いと言われている」という表現があった。変異株の感染力が強いと言われている資料を明日の朝の議運までに要求をしたい。よろしいか。

砂川副知事

資料を用意したい。

委員長

資料の取扱いについては、正副委員長に御一任いただきたいと思う。

委員長

4 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、5月臨時会開会日・5月11日（火）の午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >